

令和 2 年度

伊達市教育委員会事務事業点検評価報告書
(令和元年度実施分事務事業)

令和 2 年10月

伊 達 市 教 育 委 員 会

目 次

1 点検評価制度の概要	1
(1) 経緯及び目的	
(2) 学識経験者の知見の活用	
(3) 点検評価の対象	
(4) 点検評価の方法	
(5) 伊達市教育委員会事務事業点検評価委員	2
2 点検評価委員会の開催状況	2
伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会の開催状況	
3 令和2年度事務事業点検評価（令和元年度実施分事務事業）対象事業	3
令和2年度事務事業点検評価（令和元年度実施分事務事業）評価一覧	4
(1) 放課後児童健全育成事業	5
(2) 子どもの未来応援ネットワーク事業	6
(3) 小・中連携学力向上推進事業	7
(4) 特別支援介助員配置事業	8
(5) 教育相談事業	9
(6) スクールコミュニティ事業	10
(7) スポーツ施設指定管理事業	11
(8) 埋蔵文化財保護事業	12
4 資料	
(1) 伊達市教育委員会事務事業点検評価実施要綱	13
(2) 伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会設置要綱	14
(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	15

1 点検評価制度の概要

(1) 経緯及び目的

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和31年法律第162号〕（以下「地教行法」という。）が改正され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正目的である「教育委員会の説明責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、本市教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっています。

本市教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

(2) 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、委員5人で構成する『伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会』（以下「評価委員会」という。）を設置し、本市教育委員会事務局が検討した成果と課題について、それぞれの立場から意見・助言を頂くこととしました。

(3) 点検評価の対象

点検評価の対象事業については、施策の具現化のため重要と思われる事業を対象とし、評価委員会で8つの事業を選定していただきました。

(4) 点検評価の方法

事務事業の評価については、教育委員会事務局が内部評価として①必要性②有効性③効率性についての評価及び今後の事業の方向性について、総合評価を実施しております。評価委員会では、教育委員会事務局の内部評価について検証し、事務事業についての課題や今後の対応方針について、ご意見等をいただきました。

(5) 伊達市教育委員会事務事業点検評価委員

(敬称略、順不同)

会 長
福 原 太一郎 (学校教育関係者)

副会長
木 村 清四郎 (芸術文化・文化財関係者)

委 員
菅 野 千恵子 (生涯学習・社会教育関係者)

委 員
澁 谷 妙 子 (生涯学習・社会教育関係者)

委 員
東 城 一 弘 (保健体育・スポーツ関係者)

2 点検評価委員会の開催状況

伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会の開催状況

次のとおり点検評価委員会を開催し、5人の有識者からご意見をいただきました。

- (1) 第1回委員会 委員5名出席
令和2年7月30日(木) 市役所本庁舎 東棟3階 庁議室
- (2) 第2回委員会 委員5名出席
令和2年8月25日(火) 市役所本庁舎 東棟3階 庁議室
- (3) 第3回委員会 委員5名出席
令和2年9月29日(火) 市役所本庁舎 東棟3階 庁議室

3 令和2年度事務事業点検評価（令和元年度実施分事務事業）対象事業

一昨年度の評価委員会での「丁寧な議論を行うためには、評価する事業数（11事業）が多かった」という反省を受け、昨年度から1事業にかける協議時間を増やすために、4つの施策ごとに1～3事業を選定し、全部で8事業としました。

政策 《豊かな心を育むまちづくり》

施策：子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

- 1 放課後児童健全育成事業（担当：こども育成課）
- 2 子どもの未来応援ネットワーク事業（担当：こども支援課）

施策：「生きる力」を育む学校教育の充実

- 1 小・中連携学力向上推進事業（担当：学校教育課）
- 2 特別支援介助員配置事業（担当：学校教育課）
- 3 教育相談事業（担当：学校教育課）

施策：心を育む生涯学習の推進

- 1 スクールコミュニティ事業（担当：生涯学習課）
- 2 スポーツ施設指定管理事業（担当：生涯学習課）

施策：文化財の保護と芸術文化の振興

- 1 埋蔵文化財保護事業（担当：生涯学習課）

令和2年度事務事業点検評価（令和元年度実施分事務事業） 評価一覧

番号	事業名称	内部評価		委員会評価
		一次評価	総合評価	
1	放課後児童健全育成事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・2 見直しの余地がある ③効率性・・・2 見直しの余地がある	今後の方向性 ・・・2 改善し、継続	適切
2	子どもの未来応援 ネットワーク事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・2 見直しの余地がある ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・2 改善し、継続	適切
3	小・中連携 学力向上推進事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・2 見直しの余地がある ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・2 改善し、継続	適切
4	特別支援介助員配置事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・1 適切 ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・1 現行どおり継続	適切
5	教育相談事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・2 見直しの余地がある ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・2 改善し、継続	適切
6	スクールコミュニティ事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・1 適切 ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・1 現行どおり継続	適切
7	スポーツ施設指定管理事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・2 見直しの余地がある ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・2 改善し、継続	適切
8	埋蔵文化財保護事業	①必要性・・・1 適切 ②有効性・・・1 適切 ③効率性・・・1 適切	今後の方向性 ・・・1 現行どおり継続	適切

事務事業名	1 放課後児童健全育成事業				担当課	こども育成課				
施策	子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実					事業費 (予算)	千円			
施策の目的	安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心身ともに健やかに育ち成長する					30年度	192, 704			
基本事業	子どもが健やかに育つ環境づくり					元年度	163, 782			
基本事業目的	子どもたちが地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する。					2 年度	163, 118			
(1) 事業概要										
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、市内11箇所に公立の児童クラブを設置し運営を行っている。										
・実施箇所－11箇所（クラブ数19） ①だて児童クラブ(3)、②ふしぐろ児童クラブ(1)、③やながわ児童クラブ(3)、④あわの児童クラブ(1)、 ⑤せきもと児童クラブ(1)、⑥ほばら児童クラブ(4)、⑦かみほばら児童クラブ(2)、 ⑧はしらざわ児童クラブ(1)、⑨おおた児童クラブ(1)、⑩かけだ児童クラブ、⑪つきだて児童クラブ(1) ・登録児童数－774人（令和元年5月1日現在） ・開設時間－①月～金曜日 児童の下校時間～午後7時まで ②土曜日、学校休業日 午前7時30分～午後7時まで										
(2) 目的と手段										
【対象】 登録児童数（小学1～6年生）及びその保護者 【意図】 ・子どもたちが安全で安心して生活ができるとともに、適切な遊びにより健やかに成長できる。 ・保護者が、仕事と子育ての両立ができる。 【目指す状態】 希望者全員が放課後児童クラブを利用できる。										
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）				単位	数値区分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
A	開設日			日	見込値	294	294	294	294	294
					実績値	292	289			
B	クラブ数				見込値	19	19	19	19	21
					実績値	19	19			
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない 総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止									
	一次評価	区分	評価	評価理由						
		①必要性	1. 適切	共働き世帯の増加や核家族化により、日中保護者が自宅にいない家庭が増えており、放課後児童クラブの必要性はますます高くなってきている。						
		②有効性	2. 見直しの余地がある	利用希望者の受け入れができない状況が発生した。クラブ運営については、共通の保育目標を定め児童の健全育成に努めているが、更に保育の質の向上を図っていく必要がある。						
	③効率性	2. 見直しの余地がある	クラブ運営のため支援員等(嘱託)を雇用し配置している。しかし、必要人数が確保できずシルバー人材を活用し運営している。令和2年度からは、会計年度任用職員となり処遇改善等が図られており、人材確保を進めていく。							
総合評価	④今後の方向性	2. 改善し、継続	令和元年度は一部のクラブで定員超過により入所待機者を出しており、老朽化した施設の更新と合わせて利用定員の増加を図るため、施設整備を検討している。 運営面では、児童の健全育成に向けて、支援員に対する研修等を実施するとともにコーディネーターによる児童クラブへの巡回指導等により職員の資質向上に努めている。今後、更なる充実を図っていく必要がある。							
外部評価										
内部評価の検証		内部評価は適切である。								
今後の方向性		☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止 ☐ 廃止								
事務事業点検評価委員会の意見		○支援員は、どの程度雇用しているのか。また、支援員は、特別な技能・知識を持っているが、シルバー人材センターの職員はどうなのか。支援員の確保が重要である。 ⇒職員65名、コーディネーター2名を雇用している。不足する分をシルバー人材センターに委託し、規模の大きい児童クラブに配置しているが、基準よりも多い人数の職員が中心となって運営している。 また、シルバー人材センターでも児童クラブ従事者向けの研修も行っており、研修を受講した方が従事しているため、問題は無いと考える。								
		○成果指標の「A：開設日」と「B：クラブ数」は、指標には向かないのではないかと。登録児童数の方が指標としては、いいのではないかと。 ⇒次回の事務事業点検評価までに、成果指標の見直しを行う。								
		○民営児童クラブは、どのくらいあるのか。今後の運営の方向性について ⇒民営児童クラブは、2クラブ 民間委託について、検討しているが方向性は決まっていない。今後検討していきたい。								

事務事業名	2 子どもの未来応援ネットワーク事業			担当課	こども支援課				
施策	子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実				事業費 (予算)	千円			
施策の目的	安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心身ともに健やかに育ち成長する				30年度	0			
基本事業	支援が必要な子どもに対する体制づくり				元年度	400			
基本事業目的	子どもに関するさまざまな問題への迅速な対応や、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目的とした地域におけるインクルーシブ教育の理解啓発に努め、総合的で専門的な相談支援体制を整備する。				2年度	2,656			
(1) 事業概要									
○伊達市こども支援ネットワーク会議の開催を通じ、子どもの貧困対策に係る事業の企画立案、現状把握及び情報収集、意見交換等を行う。令和元年度は、子どもの居場所づくりに対する補助制度を整備した。 ・子どもの居場所づくり補助金 子どもの居場所づくりスタートアップ事業 事業者が子どもの居場所を新たに設置する場合に必要な経費について交付する。(30万円の範囲内) ・子どもの居場所づくり利用促進事業 すでに子どもの居場所づくりを実施しており、事業者が提案する子どもの居場所の利用促進に資する企画に対して、補助を行う。(年2回まで、1回2万円限度) ※ こども食堂 保原、梁川で1ヶ所ずつ活動しており、利用促進事業の補助を実施。 ※ 学習支援 拠点型として、保原、梁川で学習支援試行事業を、12月より隔週、計5回実施した。									
(2) 目的と手段									
【対象】 18歳未満の子ども 【意図】 すべての子どもが育った環境に左右されることなく健やかに成長できる環境を整えること 【目指す状態】 子どもの貧困に関する伊達市の課題が共有され、広い視点からその解決策を検討し、目標の実現に向け取り組まれていること									
(3) 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	こども支援の施策数		個	見込値	—	1	3	3	3
				実績値	—	2			
B	居場所づくり補助金の活用件数		件	見込値	—	5	5	5	5
				実績値	—	2			
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない 総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止								
	一次評価	区分	評価	評価理由					
		①必要性	1. 適切	こどもの貧困対策事業の対策については、こどもの居場所づくり(こども食堂、学習支援等)が必須であり、こども支援ネットワーク会議を通じて対策を検討する					
		②有効性	2. 見直しの余地がある	こども食堂の数は、徐々に増加しており、認知をされてきた傾向にある。学習支援も保護者、生徒も利用を望んでいる傾向がある。					
		③効率性	1. 適切	こどもの居場所の立ち上げの初期経費の補助、また既存の事業所にはこどもの居場所の利用促進事業として補助している。					
	総合評価	④今後の方向性	2. 改善し、継続	・こどもの居場所(こども食堂)旧町単位で1ヶ所を最終目標としている ・学習支援 将来的には、拠点型を主軸としながら、遠隔地のこどもに対しては訪問型や通信添削型なども模索しながら、この事業を必要とする全てのこどもに対して支援が可能な状態にしたい。 ※学習支援を実施した後、こども食堂を実施するなど、両事業を合わせた形での実施が、より効果的であり、最終目標としたい。					
外部評価									
内部評価の検証		内部評価は適切である。							
今後の方向性		□現行どおり継続 ■改善し、継続 □休止 □廃止							
事務事業点検評価委員会の意見		○こども食堂の運営に当たっては、貧困状況にある者だけでなく、誰もが自由に利用できる環境とすることが重要である。こども食堂が差別の場とならないよう、運営方法に工夫されたい。 ⇒こども食堂には、様々な方が参加し、交流できる「居場所」としての機能が重要だと考えており、委員のご指摘のとおり事業を進めていく予定である。 ○支援を必要としている子どもに必要な支援が届くように、計画性をもって取り組んでほしい。子どもの居場所に関しては、子どもが通える所、少なくとも旧町単位程度で設けることができれば望ましい。 ⇒支援を必要としている子どもが抱える事情は、その子どもごとに区々であるため、柔軟に対応できる施策の展開を検討していきたい。また、「子どもの居場所」に関しては、移動手段を持たない子どもが通える範囲になれば「居場所」とはならないため、各地域への設置を進めていきたい。 ○学校・保護者・地域が一体となって、地域全体で子育てができることが望ましい。 ⇒貧困対策として行政が進めることができる施策は限られており、行政以外の地域の資源に依るところが大きい。各地で生まれる小さな動きをつなげてネットワーク化し、その継続の支援を行っていく。							

事務事業名	3 小・中連携学力向上推進事業				担当課	学校教育課				
施策	「生きる力」を育む学校教育の充実					事業費 (予算)	千円			
施策の目的	変化の激しい社会を生き抜くための、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育み、社会貢献する自立した人間を育成する。					30年度	5, 173			
基本事業	確かな学力を育む教育の推進					元年度	5, 576			
基本事業目的	全学年実施の標準学力検査と全国学力・学習状況調査、ふくしま学力調査の結果を分析し、自校の学力の課題を明確にし、学校の組織を生かした対応により授業改善を図る。また、小・中の連携を核とした取組により、確かな学力を身につけさせる。					2年度	5, 460			
(1) 事業概要										
・小・中学校の児童生徒の知識や技能の習得と、思考力・判断力・表現力を育成するとともに、学習意欲を高め、確かな学力の向上を図ることをねらいとしている。そのため、小・中学校の児童1年～6年、生徒1年～2年を対象に学力検査を実施し、実態を把握し成果や課題を明確にし、学力向上及び資質・能力を身につけさせる方策を探る。 ・学力向上推進会議（年2回）及び学力向上推進担当者会議（年2回）にて市全体の学力向上に関する共通課題を把握するとともに、6つの中学校区ごとに、小・中学校が連携して児童生徒の学力向上に取り組む。具体的には、中学校区ごとに、研究推進委員会を組織し、実態に応じて義務教育9年間を見通した授業づくり、授業研究会、家庭学習の在り方等の研究を推進する。										
(2) 目的と手段										
【対象】 伊達市内小中学校教員 伊達市立小・中学校21校全児童生徒3,954人（令和元年5月1日現在） 【意図】 中学校区ごとの学力向上の課題を理解し、具体的な改善策の検討や授業力の向上を図る。教員の資質や指導力を高める。学力調査のポイントアップ。 【目指す状態】 教職員が各中学校区ごとに研修を深め、児童生徒の知識や技能、そして思考力・判断力・表現力が高められてきている。										
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）				単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	伊達市学力検査の数値 (全国と比較した平均正答率)			点	見込値	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0
					実績値	3.2	2.6			
B					見込値					
					実績値					
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない 総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止									
	一次評価	区分	評価	評価理由						
		①必要性	1. 適切	児童生徒の学力向上及び教職員の授業力向上を意図していること、児童生徒にとって9年間の連続性のある授業の必要性から、事業を継続する必要性がある。						
		②有効性	2. 見直しの 余地がある	学校によつての学力の差があることや、中学校が平均を下回っていることから、学力向上のための小・中の学びの連続性を高める取組、「主体的、対話的で深い学び」を実現する授業づくりの取組については見直しの余地がある。						
		③効率性	1. 適切	学力向上に向けた各学校の取組とともに、各中学校区ごとに小中連携に努めながら推進しており、効率性は適切である。						
	総合評価	④今後の方向性	2. 改善し、 継続	伊達市学力向上授業研究会における学力向上3本の矢の具体策に基づいた実践、授業改善に向けた視点での学力調査結果の分析等、今後も事業の在り方を改善しながら、児童生徒の学力向上に取り組んでいく。						

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
事務事業点検評価 委員会の意見	○成果指標が下がるのは、指標を変えるか、取組内容について改善の必要があるのではないか。 ⇒学力向上を掲げており、全国との比較は必要で指標はこのまま続けていきたいと考える。 成果が上がっている学校、学年の取組等を改めて分析し、取り組むべき内容を検討していく。 ○会議、研修、分析等の結果が学校での指導に生かされるものになっているか。 ⇒研究協議等から大切なのは、何をどうするのかすべての教員が理解して取り組めるよう具体的にしていくことである。また、9年間の義務教育の指導の中で、子どもたちに基礎・基本の力を繰り返し指導し、身につけられるようすべての教師が同じ思いで取り組めるようにしていく ○一人一人の子どもに対して、理解できる授業を行うこと。できない児童生徒への対応に力を尽くすこと。逆に理解の早い子どもに更に進んだ学習指導ができるようにすること。 ⇒わかる授業、できる授業をどう作っていくのか、教師にとって役に立つ研修となるよう改善をしていくこと。さらに教師が子どもと向き合える時間を確保していく、働き方改革を合わせて進めていくことが大切である。 ○文章の読解力を評価・分析し、指導の改善につなげるリーディングスキルテスト（RST）が注目されている。 ⇒そのような新しい知見を積極的に取り入れながら、子どもたちに生き抜く力をつけていくため本市全体の学力向上対策の中で総合的に検討していく。

事務事業名		4 特別支援介助員配置事業				担当課		学校教育課				
施策		「生きる力」を育む学校教育の充実					事業費 (予算)		千円			
施策の目的		変化の激しい社会を生き抜くための、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育み、社会貢献する自立した人間を育成する					30年度		64,975			
基本事業		確かな学力を育む教育の推進					元年度		72,934			
基本事業目的		学校教育の中で特別な支援を必要とする児童生徒のために介助員を配置し、学習や学校生活の充実を図る。					2年度		82,404			
（１）事業概要												
・発達障がい等により、学校での学習面や生活面において特別な支援を必要とする児童生徒は、年々増加傾向にある。また、特別支援学級は１学級８名という基準はあるが、学年が複数にまたがっていると同時に、障がいの程度や障がいの重複などもあることから、様々な支援の必要性が求められており、学級担任１名での対応が難しい場合がある。 ・障がい等により特別な支援や介助を必要とする児童生徒に対して、適切な支援・介助を行うため、特別支援介助員を配置し、児童生徒の学校生活への適応と担任による円滑な学級運営を支援できるようにする。 ・特別支援介助員は、伊達市教育委員会「特別支援介助員配置基準」、各学校からの特別支援介助員配置希望に基づき、適正に配置する。 ・特別支援学校に通学する児童生徒の中で、病気等により公共交通機関、学校のスクールバスが利用できず、かつ保護者による送迎が困難な児童生徒に対して、通学支援バスを運行している。この児童生徒が安全に登下校できるように、通学支援バスにも特別支援介助員を配置している。												
【対象】 特別な支援を必要とする児童生徒 【意図】 学校での学習面や生活面において必要な支援・介助を行い、学校生活への適応や円滑な人間関係づくりの充実 【目指す状態】 特別な支援を必要とする児童生徒が学校生活に適応している。												
（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）			単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			
A	配置人数		人	見込値	42	42	44	44	45			
				実績値	41	44						
B				見込値								
				実績値								
内部評価	一次評価 １．適切 ２．見直しの余地がある ３．向上、維持は見込めない											
	総合評価 １．現行どおり継続 ２．改善し、継続 ３．休止 ・廃止											
	一次評価	区分	評価	評価理由								
		①必要性	１．適切	発達障がいなどにより、学校での学習や生活において特別な支援が必要な児童生徒は年々増加傾向にあるため、事業を継続する必要性がある。								
		②有効性	１．適切	特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級に適正に配置し、ニーズに応じた適切な支援・介助を行うことができている。								
		③効率性	１．適切	特別な支援を要する児童生徒が学校生活に適応できている状況が増加しており、効率性は適切である。								
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続	事業の継続とともに、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応できるよう、特別支援介助員の資質の向上を目指した研修を実施していく必要がある。									

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	■現行どおり継続 □改善し、継続 □休止 □廃止
事務事業点検評価委員会の意見	○ 特別支援介助員の配置は適正であるか。 ⇒令和元年度は市内小中学校に44名の配置を行った。 「特別支援介助員配置基準」を基に各校からの配置希望を聞きながら配置している。 今後も配置方針に則り、社会貢献できる自立した人間を育成するために、必要な学校へ必要な配置を行えるよう努めていく。 ○ 優れた介助員の確保と共に、介助員を育てることも大事、プロ意識のある人材育成を。 ⇒令和元年度には5月と7月の2回特別支援介助員研修会を開催。 「障がいの理解と支援の在り方」「自立を目指した支援の在り方」について講義を受け、グループ協議の後、全体での指導を行った。 学校によっては、介助員が一人というところもあり、研修をとおして抱える悩みを共有したり相談したりする機会が得られ、子どもに対する具体的な支援の在り方を学ぶ貴重な機会となっている。今後、更に介助員として必要な資質、能力の向上のため研修内容の改善に努めていくことが必要である。

事務事業名	5 教育相談事業	担当課	学校教育課						
施策	「生きる力」を育む学校教育の充実						事業費 (予算)	千円	
施策の目的	変化の激しい社会を生き抜くための、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育み、社会貢献する自立した人間を育成する						30年度	19,366	
基本事業	豊かな心を育む教育の推進						元年度	22,957	
基本事業目的	いじめ・不登校の解消、特別支援教育の充実のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの確保や適応指導教室の充実を図る。						2年度	20,221	
(1) 事業概要									
・平成30年度末現在、不登校児童生徒数は、小学校で10名、中学校で74名、合計84名である。中学校で急激に増加する、いわゆる「中1ギャップ」の傾向が見られる。教科担任制や部活動等、学校生活の違いに加え、伊達市においては東日本大震災と原発事故による影響もあると考える。 ・不登校等児童生徒の抱える問題を解決するため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。また、伊達市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な支援を含めた相談体制の充実を図る。さらに、不登校児童生徒のための市適応指導教室（あおば教室）を充実させ、児童生徒の将来的な自立、学校復帰に向けた取組を行う。 ・具体的には、児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な生徒指導上の課題を解決するために、豊富な知識と経験のあるスクールカウンセラーが相談し、適切な助言を行う。また、スクールソーシャルワーカーは福祉的な支援方法を取り入れ、関係機関と連携した指導援助を行う。適応指導教室（あおば教室）では、教科指導や体験的学習を通して基礎学力を補うとともに、集団への適応性を高め、将来的な自立、学校復帰への手助けを行う。 令和元年度末現在、不登校児童生徒数は、小学校で14名、中学校で61名、合計75名である。その内39名が初めて不登校になった児童生徒となっている。									
(2) 目的と手段									
【対象】 学校生活不適応児童生徒（不登校児童生徒を含む）やその保護者及び教職員 【意図】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談を行ったり、適応指導教室（あおば教室）を開設し、人間関係の改善や学校生活への適応、家庭生活の改善を図る。 【目指す状態】 不登校児童生徒数を減少させる。									
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）			単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	不登校児童生徒数		人	見込値	65	60	70	65	65
				実績値	84	75			
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない								
	総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止								
	一次評価	区分	評価	評価理由					
		①必要性	1. 適切	不登校児童生徒が毎年一定程度出現する中、人間関係の改善や学校生活への適応を意図しており、事業を継続する必要性がある。					
		②有効性	2. 見直しの余地がある	不登校児童生徒への対応とともに、新たな不登校児童生徒を出さない方策や他部局（こども相談室）とのさらなる連携など、見直しの余地はある。					
総合評価	③効率性	1. 適切	スクールカウンセラーについては、市内全小中学校に配置しており、効果的な教育相談が実施されている。また、ソーシャルワーカー3名で、市内全小中学校の教育相談を分担して行っており、効率性は適切である。						
	④今後の方向性	2. 改善し、継続	不登校児童生徒の増加や生徒指導上の問題の多様化に対応するため、今後も事業内容を見直しながら、不登校児童生徒の減少に取り組んでいく。						

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
事務事業点検評価委員会の意見	○教員の多忙化が問題となる中で、対応が十分にできない状況ができていないのではないか。 ⇒本市における平成28年度から令和元年度までの不登校児童生徒数の推移は、75名、77名、84名、75名である。登校渋りが出たら家庭への電話連絡、訪問等を行い本人への支援や保護者等と連携、信頼関係を作ることとしている。また、ケース会議を開きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し適切な対応ができるようにしている。 多忙化解消について、学校において働き方改革を推進し教員が子どもに向き合う時間を確保してきている。しかしながら対応に十分な時間をかけることができない状態も見受けられる。更にICT機器の活用による校務効率化、部活動指導負担の軽減等により十分な対応ができるようにしていく。 ○不登校の問題も多様化している状況にどう対応していくか。 ⇒スクールカウンセラーによる教育相談をはじめ、スクールソーシャルワーカーによる必要な支援へのつなぎに加え、医療へつなぐための連携も強化していく。 ○学校に行けない子、学級に入れない子にどのように学習の保障をしていくのか。 ⇒別室に登校しての学習や担任からの連絡による学習指導など各校工夫している。市内には適応指導教室が設置され学校復帰、将来の自立に向けて取り組んでいる。今後すべての不登校児童生徒の学習保障をどのように進めていくか、更に検討を進めていく。

事務事業名		6 スクールコミュニティ事業（学校支援地域連携推進事業）			担当課		生涯学習課	
施策		心を育む生涯学習の推進					事業費 (予算)	千円
施策の目的		自ら積極的に学び、活動し、生きがいを持って充実した生活を送ることができる					30年度	10,435
基本事業		学習機会の充実と成果の活用					元年度	15,262
基本事業目的		学校を中心とした大人の活動が子供を支え、地域をつくる活動を支援する					2年度	14,871
(1) 事業概要								
学校と地域社会をつなぐスクールコミュニティセンターを配置し、市域全体の教育力の向上と学校を核とした地域のコミュニティの形成を推進する。 保原小学校及び梁川小学校のスクールコミュニティの自主的・自立的運営を支援する。また、月舘学園に設置するスクールコミュニティの開設準備を行う。								
(2) 目的と手段								
【対象】 市民・子ども 【意図】 将来的に学校を中心とした地域の大人の活動が、子どもを支え地域をつくる。 【目指す状態】 自ら積極的に学び、活動し、生きがいを持って充実した生活を送ることができる。								
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	スクールコミュニティ設置数	校	見込値	2	2	3	3	4
			実績値	2	2	3		
B	センター利用者数	人	見込値	300	600	800	900	1100
			実績値	556	1257			
内部評価	一次評価 1．適切 2．見直しの余地がある 3．向上、維持は見込めない 総合評価 1．現行どおり継続 2．改善し、継続 3．休止 ・廃止							
	一次評価	区分	評価	評価理由				
		①必要性	1．適切	子どもと地域の関係の希薄化が進む中、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上が必要。				
		②有効性	1．適切	地域の住民による学校への支援が行われ、また、学校施設開放による生涯学習活動の推進が図られている。				
		③効率性	1．適切	地域コーディネーターが活動支援を担うことで、学校における事務負担が軽減され、地域のボランティアの積極的な活用が図られている。				
	総合評価	④今後の方向性	1．現行どおり継続	今後、霊山地域の基幹である掛田小学校に開設をするため、今年度よりスクールコミュニティの基本・実施設計に着手予定。				

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	■現行どおり継続 □改善し、継続 □休止 □廃止
事務事業点検評価委員会の意見	○地域の歴史、文化、人物、自然、産業等すべてが大切な地域の持つ学習材料である。それを学校に持ち込むか、持ち込めるかが課題であり十分検討が必要である。 ○学校、教育課程での積極的な、地域素材の教育化が求められており、地域に学び育つ子が将来の地域の担い手として大きな力となる。 ○地域住民によく理解してもらい、継続して協力してもらえるようにしていくことが大事である。 ⇒スクールコミュニティ通信の積極的な発信、運営協議会における情報の共有に努め、学校と地域の連携・協働の繋がりを強化していきたい。 ○学校施設を地域住民が活用できるように、学校施設開放の柔軟な運用を図ってほしい。 ⇒地域コミュニティを創造する場として、有効に活用できるよう柔軟な運用を図っていきたい。 ○地域の歴史や伝統を理解し、伝えていける人がコーディネーターとなってほしい。 ⇒地域とのネットワークを有する人物をコーディネーターとして採用し、地域や学校の実情や特色に応じた効果的な活動や学習支援の充実を図っていきたい。

事務事業名	7 スポーツ施設指定管理事業				担当課	生涯学習課			
施策	心を育む生涯学習の推進					事業費 (予算)	千円		
施策の目的	自ら積極的に学び、活動し、生きがいを持って充実した生活を送る事ができる					30年度	148, 053		
基本事業	スポーツ・レクリエーションの振興					元年度	154, 855		
基本事業目的	スポーツ活動の普及と促進に努める。競技力の向上を図るため各種事業への支援を行うとともに、市民がよりよい環境のもとでスポーツ活動に取り組めるよう、施設の整備充実に努める。					2 年度	154, 855		
(1) 事業概要									
市民がより良い環境のもとでスポーツに取り組めるよう、指定管理者として伊達市スポーツ振興公社が体育施設（16施設）の維持管理を担っている。 指定管理施設…体育館（伊達、梁川、保原、保原第2、霊山、月舘）、グラウンド（伊達、中瀬、霊山、月舘）テニスコート（伊達、梁川）、プール（梁川、保原）梁川弓道場、月舘屋内ゲートボール場 伊達市スポーツ振興公社は、生涯学習・スポーツ活動を推進するため、体育・スポーツ振興に関する事業（卓球・テニス・バドミントン教室、グランドゴルフ大会、水泳教室、各バレーボール大会などの開催）及び支援事業（体育協会・スポ小など）を実施している。また、チャレンジデー、ももの里マラソン大会などの事務局を務めるなど、スポーツ振興のノウハウを有しており、体育施設の管理とスポーツ事業を担うことで、効率的にスポーツ活動の普及と促進ができる。									
(2) 目的と手段									
【対象】 市民 【意図】 市民がいつでも気軽に、安全に安心して施設の利用ができる。 【目指す状態】 市民が気軽に安全に安心して利用できる施設環境を提供し、施設を活用したスポーツの振興を図る。									
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）			単位	数値区分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
A	スポーツ施設の利用者数		人	見込値	230, 000	240, 000	250, 000	260, 000	270, 000
				実績値	348, 767	295, 797			
B				見込値					
				実績値					
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない								
	総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止								
	一次評価	区分	評価	評価理由					
		①必要性	1. 適切	指定管理制度を活用し体育施設を適正に管理運営することで、より良いスポーツ環境が図られる。					
		②有効性	2. 見直しの余地がある	体育施設の適正な管理運営が行われているが、市民がスポーツに気軽に親しめるような環境整備の充実が求められている。					
③効率性	1. 適切	スポーツ振興公社が殆どの体育施設を管理していることで、適正な指定管理料で効率的に運営されている。							
総合評価	④今後の方向性	2. 改善し、継続	総合型地域スポーツクラブの早期設立を目指し、更なるスポーツの振興を図る必要がある。						

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
事務事業点検評価委員会の意見	○新たなスポーツ分野として、サイクルスポーツに力を入れてほしい。 ○福島市でできなくなった阿武隈トライアスロンを伊達市で2年前に実施している。コースや施設は十分あるので、これらを活用し他のジャンルのサイクルスポーツも導入していただきたい。 ○市民にスポーツの大切さを浸透させ、健康増進のために施設の活用を図ってほしい。 ⇒指定管理者であるスポーツ振興公社を支援し、更なるスポーツの振興に努める。 ○地域型総合スポーツクラブの進捗状況は。 ⇒市民が気軽にスポーツに親しむことができ、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人たちがそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる地域型総合スポーツクラブの設立を目指し、伊達市にとってどのようなクラブが望ましいのか、クラブのイメージや地域の実情に即したスポーツビジョンについて、検討を重ねている状況。

事務事業名		8 埋蔵文化財保護事業			担当課	生涯学習課		
施策		文化財の保護と芸術文化の振興				事業費 (予算)	千円	
施策の目的		地域固有の歴史的文化的遺産や優れた芸術文化とふれあうことで、ふるさとを愛し、心豊かな生活を送ることができる				30年度	15,346	
基本事業		文化財の保護と保存				元年度	22,571	
基本事業目的		伊達市固有の貴重な歴史・文化遺産を守り、育て、活かし、次代に継承する				2年度	20,382	
(1) 事業概要								
伊達市内に所在する埋蔵文化財について適切な保護及び保存を目的とした調査を実施する。この内、堂庭遺跡・岩地蔵遺跡については、国史跡指定を目的とした内容確認調査を適切に実施し、埋蔵文化財調査報告書を刊行する。 ・堂庭遺跡の国史跡指定に向けた発掘調査の実施（39.5㎡） ・岩地蔵遺跡の国史跡指定に向けた測量調査の実施 ・個人住宅等開発に伴う調査（15件 447㎡） ・埋蔵文化財調査報告書の発行（第34～36集）								
(2) 目的と手段								
【対象】 市民、伊達市内の埋蔵文化財 【意図】 ・埋蔵文化財（遺跡）を通して伊達市固有の歴史や文化に触れてもらうことにより、ふるさとを愛する心が育まれる。 ・市民が遺跡の価値やその重要性を意識することにより、伊達市固有の歴史・文化を示す遺跡が着実に後世に伝わる。 【目指す状態】 ・埋蔵文化財の適切な保存・管理が進む。 ・埋蔵文化財（遺跡）の調査・研究および整理を進め、その価値が明らかになる。 ・価値が明確になった埋蔵文化財については、史跡指定化や公開・活用が進む。								
(3) 成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A	市内の国指定史跡（合計）		見込値	3	3	3	3	3
			実績値	2	3			
B	開発等に係る調査保存件数		見込値	15	15	15	15	15
			実績値	9	15			
内部評価	一次評価 1. 適切 2. 見直しの余地がある 3. 向上、維持は見込めない 総合評価 1. 現行どおり継続 2. 改善し、継続 3. 休止 ・廃止							
	一次評価	区分	評価	評価理由				
		①必要性	1. 適切	史跡及び埋蔵文化財の歴史的価値を調査・発信することは、行政が主体となって行うものであり適切である。				
		②有効性	1. 適切	梁川城跡については、伊達氏梁川遺跡群として国史跡化が図られた。また堂庭遺跡・岩地蔵遺跡については国史跡化を目的に効果的な調査を実施することができた。				
	③効率性	1. 適切	梁川城跡・堂庭遺跡・岩地蔵遺跡ともに国庫補助を得ながらの事業実施であり効率化が図られている。					
総合評価	④今後の方向性	1. 現行どおり継続	目指す状態となる史跡の公開・活用を進めるため、現行どおり事業を進めていく必要がある。					
外部評価								
内部評価の検証		内部評価は適切である。						
今後の方向性		■現行どおり継続 □改善し、継続 □休止 □廃止						
事務事業点検評価委員会の意見		○梁川小学校跡地、近隣を含めた梁川城跡の整備が望まれる。 ⇒梁川城跡については、国の指針等に基づき、保存活用計画の策定→整備計画の策定→史跡整備工事の順番で事業を進めていく予定である。 梁川城跡については、令和4・5年度の2か年計画で保存活用計画の策定を進めていく予定である。 ○それぞれの文化財のことをわかる人がいるうちに文化財の保存が必要。指定文化財となることで保存・守られていく。市・県の指定文化財への登録推進を図っていただきたい。 ⇒現在は、国指定案件を主体的に進めている状況。まずは、現在作業を進めている堂庭遺跡について適切に国史跡となる様作業を進めていく。 上記の作業が完了の目途が立った時点で、伊達市や福島県指定文化財の指定化について検討を進めていきたい。 ○新しい町並みの整備で、歴史的な道や史跡が失われている。きれい、便利だけでない整備・開発があつていいのではないかな。 ○市の埋蔵文化財を大切に守り、次世代に生かせるようにすることが必要である。後に役立つものであるように保存することが大事ではないかな。 ⇒宮脇廃寺跡・梁川城跡については、今後、適切に史跡整備を進めていく方針。この整備を進めながら、関連文化財との連携等も検討を進めていく。						

4 資 料

(1) 伊達市教育委員会事務事業点検評価実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、伊達市行政評価実施要綱（平成20年伊達市訓令第28号）に定めるもののほか、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(外部有識者からの意見聴取)

第2条 教育委員会は、事務事業の点検及び評価を実施するにあたり、客観性及び公平性を確保するため、外部有識者で組織する委員会を設置し、意見を聴取するものとする。

(議会への報告)

第3条 教育委員会は、毎年、事務事業の点検及び評価に関する報告書を作成し、伊達市議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 前項に規定する報告書には、前条の規定に基づき聴取した委員会の意見を添付するものとする。

(庶務)

第4条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教委訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する

附 則（平成30年10月1日教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

（２）伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会設置要綱

（設置）

第１条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第２項の規定に基づく外部有識者の知見の活用を図るため、伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、意見を述べること。
- （２） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条 委員会の委員は、５人以内とする。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （１） 学校教育関係者
- （２） 生涯学習・社会教育関係者
- （３） 保健体育・スポーツ関係者
- （４） 芸術文化・文化財関係者
- （５） その他教育委員会が必要と認める者

３ 委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第４条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、伊達市教育委員会教育長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、必要に応じて関係職員に出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教委告示第1号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日教委告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

伊達市教育委員会

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
TEL. 024-573-5852 FAX. 024-573-5892